# 使用料の子どもに対する減免に関する方向性について（案）

日野市企画経営課

令和6年（2024年）9月1日

# 目次


| 内容 | スライド番号 |
| --- | --- |
| 1．検討の背景 | 3 |
| 2．こども大綱における言及 | 4 |
| 3．「体験機会の確保」のあるべき姿とは？ | 7 |
| 4．第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針 | 8 |
| 5．利用者負担原則（手数料～ガイドラインより） | 9～12 |
| 6．一律減免に関する考察 | 13 |
| 7．財政制約 | 14 |
| 8．庁内調査の結果概要 | 15 |
| 9．26市調査の結果概要 | 16～17 |
| 10．減免目的別の効果等による考察 | 18 |
| 11．方向性（案） | 19 |
| 12．ガイドラインへの記載（改正案） | 20～24 |
| 13．関係部署との検討経過 | 25 |
| 14．手数料、使用料等検討委員会での意見 | 26～27 |

# 1．検討の背景

## ①少子化対策

こども基本法・こども大綱の要請

## ②貧困対策

『第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針』に「運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討」と記載

## ③利用者負担の原則

「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」

## ④財政制約

財政非常事態宣言下における
財政再建・6次行革計画期間中

各視点の間の調整を図り、市の方向性を定める必要性あり

（現在、方向性は未設定）

# ２．こども大綱における言及

こども家庭庁発出の『こども大綱（令和5年12月22日）』には、

## 使用料の減免に関して直接の言及はない。

【関連】
遊びや体験の機会・居場所の創出、その場合における格差への配慮、気運醸成について言及されているが、その趣旨はソフト施策の充実を求めるものであって、ハード施策ではない。

# 【参考】こども大綱　抜粋　1/2

「第２こども施策に関する基本的な方針」中、
「（４） 良好な成育環境を確保し、 貧困 と格差 の解消を図り、 全てのこども・若者が幸せな状態で成長きるようにする」
「（略）こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。（略）」

「第３こども施策に関する重要事項」
「１ライフステージを通した重要事項」「（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」
「（略）こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないよう配慮する。（略）」

# 【参考】こども大綱　抜粋　2/2

「第２こども施策に関する基本的な方針」
「（４） 良好な成育環境を確保し、 貧困 と格差 の解消を図り、 全てのこども・若者が幸せな状態で成長きるようにする」
「（略）、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに 多くのこども・若者の居場所となっている児童館、 子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。（略）」

「第４　こども施策を推進するために必要な事項」
「２　こども施策の共通の基盤となる取組」
「（５）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」
「（略）子育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調査結果を踏まえ、国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組（略）など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。」

別紙２「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」
「『あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある』と思う人の割合」
「安心できる場所の数が１つ以上あるこども・若者の割合」

# 3．「体験機会の確保」のあるべき姿とは？

どのレベルの体験機会を、行政として保障すべきなのか？

機会保障 小 → 大

| 減免対象 | 問題点 |
|---|---|
| 市の体育施設のみ | ➢ 文化施設等における減免が不要とされる理由は？ |
| 市の体育・文化施設のみ | ➢ 集会施設における減免が不要とされる理由は？ |
| 市の全施設 | ➢ 民間施設における減免が不要とされる理由は？<br>➢ 市の事業における減免が不要とされる理由は？ |
| 市の事業 | ➢ 民間サービスにおける減免が不要とされる理由は？ |
| 民間施設（スポーツクラブ） | ➢ 生活困窮世帯に特化した減免が非常に困難<br>➢ 高価 |
| 民間サービス（野球チーム、音楽教室、学習塾） | ➢ 生活困窮世帯に特化した減免が非常に困難<br>➢ 高価 |

最低生活の保障として、教育の範囲を超え、広く機会の保障を考える場合、明確な線引きは不可能

**「減免」という手段の限界**　（現状の給付制度も含めた総合的な検討が必要）

# ４．第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針

**目指すべき姿**　全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるような地域を目指します

**基本的な方向性**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組みます | (17事業) |
| 2. | 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります | (18事業) |
| **3.** | **子どもに係る経済的負担の軽減を図ります** | ( 9事業) |
| 4. | 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます | ( 8事業) |
| 5. | 効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します | ( 9事業) |

**事業**

…

運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討

…

# 5．利用者負担原則（手数料～ガイドラインより）

## 『日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン』

p.3　「３　基本的な考え方」中「（２）利用者負担の原則」より

施設運営管理や各種証明書の交付等の行政サービスの提供に要する経費は、

大部分が公費で運営されています。そこには、当該施設や行政サービスを利用しない人が納付した税金も含まれています。

利用者の視点に立てば、無料、若しくは安価な方が利用しやすいと思われます。しかし、その場合、公費により納税者全体で負担する額が増えることになります。このことは、限られた予算の中で、その分の公費を他の重要施策に充てることができなくなることを意味します。

限られた市の予算を有効に使っていくために、

施設や行政サービスを利用する人と利用しない人との

「負担の公平性」を考慮し、

施設運営管理や行政サービスに要する費用の一部を直接的な利用者に負担（手数料、使用料等）していただく、利用者負担の考え方を原則とします。

# 【参考】利用者負担原則（地方自治法より）　1/3

## 地方自治法　第10条第2項

「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、**その負担を分任する義務**を負う。」

【解説】『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』より

- 「負担を分任する」とは、その団体が各種の行政活動を行うに当たって要する経費について、その団体の住民が負担を分かち合うことである。
- 「負担」とは、地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等法令又は条令等の定めるところによって普通地方公共団体が住民に課するすべての負担の意である。
- 「分任」とは、分けて負担に応ずる意であり、分け方は必ずしも均分を意味するものではなく、法令又は条令等の規定により、あるいはこれらの規定に基づく定めに従うものである。

【出典】松本英明,2017『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』 学陽書房,p.141

# 【参考】利用者負担原則（地方自治法より）　2/3

## 地方自治法　第225条

「普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」

【解説】『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』より

- ［解釈］一　（略）使用料は、行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対しその反対給付として徴収されるという性質を有するもの（略）
- ［運用］三　使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に当てらるべきもの（略）
- ［運用］四　公の施設の使用は住民の権利であって、その使用関係に基づく使用料につき、同一使用に対して貧富の差による使用料の等差など応能的な差を設けることは適当ではないが、特に生活困窮者等特別な事情のある者に対しこれを軽減する必要がある場合には、使用料の減免をなし得る規定を当該条例中に規定しておくことが適当である。（略）行政財産または公の施設の使用関係は、その設置の目的によって律せられるべきものであり、使用料も、その使用関係に基づいて徴収される。（略）

【出典】松本英明,2017『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』 学陽書房,pp.826-828

# 【参考】利用者負担原則（地方自治法より）　3/3

## 地方自治法　第244条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2　普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、

**不当な差別的取扱いをしてはならない。**

【解説】『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』より

- ［運用］二）（略）不当な差別的取扱いは禁止（略）されているが、合理的な取扱いの差異は許される。例えば、生活困窮者に対して使用料を減免すること（略）

【出典】松本英明,2017『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』 学陽書房,pp.826-828

# 6．一律減免に関する考察

【考察の前提】富裕・貧困の2世帯のみの社会で、富裕世帯から2,000千円の税を徴収し、政策の財源とする。
① 貧困世帯に2,000千円全てを給付
② 貧困世帯に1,000千円を給付し、残りの1,000千円を使用料の一律減免の原資として使用
（富裕世帯と貧困世帯とで同回数施設利用し、500千円ずつ減免を受ける）

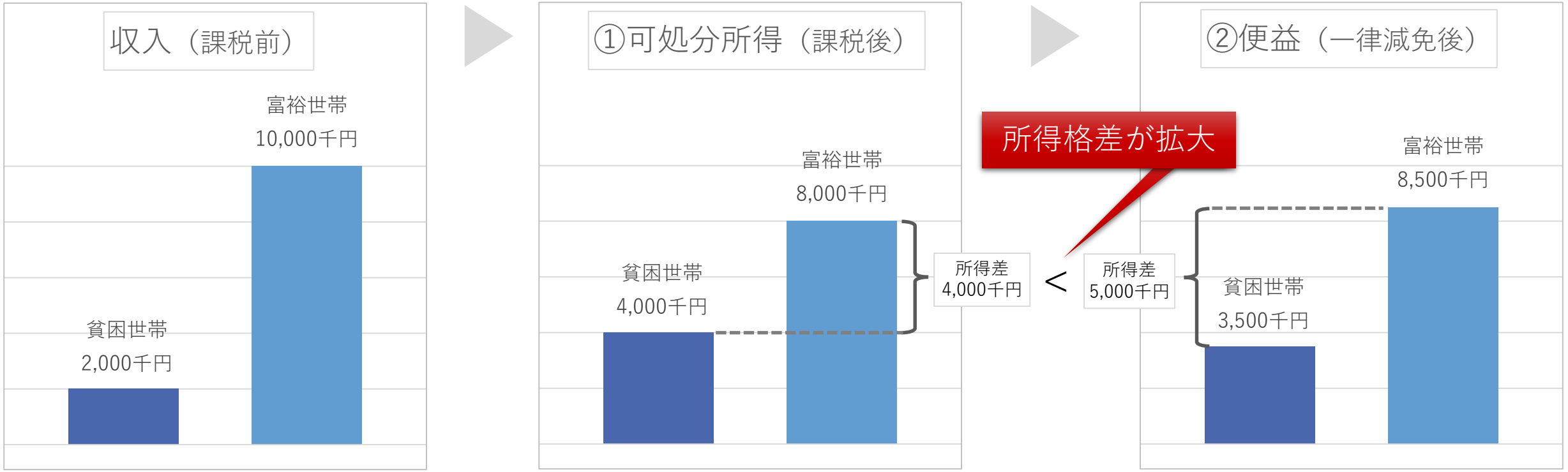


使用料の一律減免は、富裕世帯への便益の還元を生み、行政による所得の**再分配機能を毀損**する。

⇒直接税の一層の累進化を同時に実施する必要がある。（この例では、課税額を2,500千円に増税し、150千円を貧困世帯へ給付し、500千円ずつ減免する。）

# 7．財政制約

現在日野市は「財政非常事態宣言」下の厳しい財政状況にあり

令和5～9年度の5年間で、**約80億円の財源不足**と試算

使用料・手数料も貴重な財源であることから、**一層の適正な運用**が求められる

【財源不足額の出典】「日野市財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画」

# 8．庁内調査の結果概要　（R5.12～R6.1）

## ① 減免による歳入への影響

- 全ての施設（下水道・市営住宅を除く）に子どもに対する減免制度を導入した場合、最大▲１億５千万円の歳入減となる。
- 生活困窮世帯の子に対象を限定すると、▲2万円の歳入減となる。

## ② 統一的な減免制度の制定への意向

全施設で統一して減免を導入すべきか聞いたところ、
「各施設の設置目的・特性・実情に応じて、各施設の所管部署の判断で減免すべき」という回答がもっとも多かった（38件中23件（60.5％））

# ９．26市調査の結果概要　（R6.1～R6.2）

① 子どもの減免に関して統一的な考え方を定めているのは、

6 市のみ

② 全施設で一律に子どもに対して減免をしているのは、

2 市のみ※必ずしも「全施設・子ども全員」ではない模様

③ 今後の方向性として、全施設で減免をする予定であるのは、

2 市のみ

# 【参考】他市事例（減免に関する規定）

| 例 | 減免に関する規定 |
|---|---|
| 1 | 6 減額・免除　（1）使用料<br>現在の減額・免除の制度は、施設ごとに内容が異なり、適用の基準も様々です。<br>減額・免除による減収分は公費によって賄うこととなるため、その適用は慎重に行わなければなりません。そこで、減額・免除はあくまで例外的な措置として、次のとおり統一的な基準を定めます。この基準をもとに、各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定して条例に規定することとします。<br>①法令で減免することを規定しているもの<br>②生活困窮者等特別な事情のあるもの<br>③中学生以下の施設使用料（土曜日及びこどもの日）<br><br>①～③のほか、政策的判断に基づき減免できる旨の規定（例：「市長が特別の事情があると認めたもの」）を設ける場合には、原則として規則において減免すべき事項を具体的に規定することとします。 |
| 2 | 3　使用料の免除<br>次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。<br>（1）　市が主催または共催して行う行事に使用するとき。<br>（2）　市が設置する委員会または付属機関が、その目的のために使用するとき。<br>（3）　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条に規定する障害者のうち、障害者手帳の交付を受けた者等により構成する団体で、市長等が認める団体が使用するとき。<br>（4）　市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で、市長等が認める団体が、青少年健全育成を目的として使用するとき。<br>（5）　施設の設置目的にかんがみ、市長等が免除することが適当と認めた団体が、その目的（営利目的を除く。）のために当該施設を使用するとき。 |
| 3 | (9) 減免基準<br>ア 共通事項（省略）<br>イ 個別事項　(ｱ) 使用料を減額し、又は免除する場合<br>次のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することとします。<br>なお、各施設の運営形態や使用方法等が異なることから、使用料の減額率等については、施設ごとに判断することとします。<br>a～d（省略）<br>e （略）の所有者が、（略）博物館又は美術館を使用する場合 |
| 4 | 受益者負担基準　5 適正価格の算出　（3）その他の考慮すべき項目　①利用者区分　負担の公平性を確保するため、施設等の利用に係るサービスを受ける者の区分によって格差を設けることができる。ア 子供（小学校卒業まで）、大人の区分を設定する場合　子供は、大人のおおむね２分の１とする。 |
| 5 | 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校が利用する場合は免除（幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。）<br>構成員の過半数を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合、または中学生以下の児童・生徒が個人で利用する場合は２分の１減額（子どもの健全育成を図るため。） |

# 10. 減免目的別の効果等による考察

| 目的 | 想定対象者 | 想定施設 | 影響額 | メリット | デメリット・要検討事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 子育て支援（子育て世帯の負担軽減） | 子ども全員 | 全施設 | 1億5千万円 | ➢ 子育て支援に対する全市的な気運醸成が図られる<br>➢ 困窮世帯の認定が不要 | ➢ 財源確保が困難（特に学童クラブ使用料。保育園負担金にも影響拡大）<br>➢ 費用対効果が不明<br>➢ 公平性の毀損（施設利用の有無）<br>➢ 逆進性 |
| 子どもの居場所・体験機会の確保 | 子ども全員 | ➢ 社会教育施設<br>➢ 体育施設 | 112万円 | ➢ 子どもが利用可能な施設（ハード）が拡大できる<br>➢ 困窮世帯の認定が不要 | ➢ 趣旨に応えていない（コンテンツが求められている）<br>➢ 費用対効果が不明<br>➢ 公平性の毀損（施設利用の有無）<br>➢ 逆進性 |
| 困窮世帯の支援 | 困窮世帯（の子） | 全施設 | 2万円 | 困窮世帯による施設利用の拡大 | ➢ 他の給付政策との整合性（過剰給付の可能性）<br>➢ 認定等の事務コストが大<br>➢ 困窮世帯間における公平性の毀損（施設利用の有無） |

※「想定対象者」「想定施設」とは、目的達成のために対象とすべき対象者・施設を指す。

# 11. 方向性（案）

- 子どもによる施設利用に関して、減免を可能とする。
- 子どもによる運動施設等の利用に関して、減免を可能とする。
- 生活困窮世帯の子どもによる施設利用に関して減免を可能とする。
- 子どもに対する減免に関しては、対象範囲（年齢・所得・世帯等）・減免水準の設定も含め、各施設の特性に応じて柔軟に各所管部署で判断する。
- 類似施設間の整合性（減免の有無、減免対象、減免水準）に関しては、個別の施設特性を踏まえつつ、調整に努める。
- 以上について、「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」に規定する（令和6年10月を目途）。

【理由】

① 一律の減免は、逆進性を高め、行政による所得の再分配機能を毀損する

② 公平性の観点から、利用者負担の原則を最大限考慮する必要がある

③ 様々な施設の特性の考慮を要する（施設の設置目的等）

④ 減免コストが莫大であるにもかかわらず、効果が不明確

⑤ 国の方向性（こども基本法・こども大綱にも）にも直接の言及はない

⑥ 26市において、一律減免を適用※している市は２市に留まる（※ 適用対象の精査が必要）

# 12. ガイドラインへの記載（改正案）　1/5

| ページ | 新 | 旧 |
|---|---|---|
| 17 | ４ 減額及び免除規定<br>減額及び免除規定（以下「減免規定」という。）は、高齢者や障害者の社会参加の促進、子育てに係る経済的負担の軽減、市や教育委員会が行政目的で使用する等の際に設定しています。しかし、利用者のうち、大半で減免をしている施設では、使用料を設定している意義が失われることになります。<br>以上を踏まえ、本ガイドラインでは、各施設の特性及び類似施設間の整合性に配慮しつつ、減免に関する考え方を次のとおりとします。 | ４ 減額及び免除規定<br>減額及び免除規定（以下「減免規定」という。）は、高齢者や障害者の社会参加の促進及び、市や教育委員会が行政目的で使用する等の際に設定しています。しかし、利用者のうち、大半で減免をしている施設では、使用料を設定している意義が失われることになります。<br>以上を踏まえ、本ガイドラインでは、各施設の特性に配慮しつつ、次の考え方により、必要に応じて減免規定の見直しを行います。 |

# 12. ガイドラインへの記載（改正案）　2/5

| ページ | 新 | 旧 |
|---|---|---|
| 17 | （１）基本的な考え方<br>　減免規定による減収分は公費で負担することになるため、また、各種の給付制度を含めた総合的な受益と負担の公平性への配慮も必要であることから、その適用は慎重に行う必要があると考えます。減免の目的に着目すると、減免以外の政策（や手法）の選択が、目的達成のためにはより効果的かつ効率的である可能性もあります（例えば、減免の目的が対象者の経済的困窮の救済にある場合、当該対象者が利用するとは限らない公共施設の使用料を減免しても効果は限定的です。また、体験機会の保障という目的からは、公共施設の使用料の減免だけでは、公共施設外で提供される体験機会は引き続き保障されない、という意味でも効果が限定されます。行政としては、様々な体験機会（提供主体は公民を問わない）を選択する自由も考慮しつつ、保障すべき水準の体験機会を平等に確保することが求められますが、現状の給付制度で既に達成されている可能性もあります）。そこで、減免規定はあくまでも例外的な措置として、一定の減免配慮項目を示します。各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定するように検討し、必要な場合は条例を改正し、詳細については規則で定めることとします。<br>　なお、例外的に減免によらずに利用者の属性に応じて使用料の額に差を設定する場合についても、この「４　減額及び免除規定」を準用するものとします。 | （１）基本的な考え方<br>減免規定による減収分は公費で負担することになるため、その適用は慎重に行う必要があると考えます。そこで、減免規定はあくまでも例外的な措置として、一定の減免配慮項目を示します。各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定するように検討し、必要な場合は条例を改正し、詳細については規則で定めることとします。 |

# 12. ガイドラインへの記載（改正案）　3/5

| ページ | 新 | 旧 |
|---|---|---|
| 17<br>～<br>18 | （２）減免規定<br>減免率は、100％（免除）、50％（減額）、0％（減免なし）の3段階を基本とします。<br>減免規定は、利用者を団体利用と個人利用に区分し、利用区分に応じて設定します。<br>また、指定管理者が管理する施設は、別途、減免の取り扱いを定めます。<br>減免規定を適用する場合は、日野市行政財産使用料条例第5条等を参考にし、原則として、施設の主管課において、施設の設置目的、利用状況等に応じ、類似施設間の整合性も考慮の上、適用する項目を下表の減免配慮項目（例）を参考にし、条例に定めることとします。 | （２）減免規定<br>減免率は、100％（免除）、50％（減額）、0％（減免なし）の3段階を基本とします。<br>減免規定は、利用者を団体利用と個人利用に区分し、利用区分に応じて設定します。<br>また、指定管理者が管理する施設は、別途、減免の取り扱いを定めます。<br>減免規定を適用する場合は、日野市行政財産使用料条例第5条等を参考にし、原則として、施設の主管課において、施設の設置目的、利用状況等に応じ、適用する項目を下記の減免配慮項目（例）を参考にし、条例に定めることとします。 |

# 12. ガイドラインへの記載（改正案）　4/5

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>18</td><td>
<table>
<tr><th>減免項目（例）</th><th><u>減免</u>区分</th></tr>
<tr><td>ア　市の執行機関が行政目的で使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>イ　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td><u>ウ　児童福祉法による児童が利用するとき</u></td><td><u>減額又は免除</u></td></tr>
<tr><td><u>エ</u>　その他市長が特に必要と認めるとき</td><td>減額又は免除</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>減免項目（例）</th><th><u>減額・免除</u>区分</th></tr>
<tr><td>ア　市の執行機関が行政目的で使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>イ　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td><u>ウ</u>　その他市長が特に必要と認めるとき</td><td>減額又は免除</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

# 12. ガイドラインへの記載（改正案）　5/5

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>20</td><td>
３）減免規定<br>
減免規定は、施設の設置目的に応じて、上記の既存の有料駐車場の状況や下表を参考に、主管課において適用規定を個別に検討します。なお、基本的な考え方については、本体施設の減免等に関して定めた「４ 減額及び免除規定」を準用します。
<table>
<tr><th>減免項目（例）</th><th>減免区分</th></tr>
<tr><td>ア　市の執行機関が行政目的で使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>イ　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>ウ　その他市長が特に必要と認めるとき</td><td>減額又は免除</td></tr>
</table>
</td><td>
３）減免規定<br>
減免規定は、施設の設置目的に応じて、上記の既存の有料駐車場の状況や下表を参考に、主管課において適用規定を個別に検討します。
<table>
<tr><th>減免項目（例）</th><th>減額・免除区分</th></tr>
<tr><td>ア　市の執行機関が行政目的で使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>イ　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用するとき</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>ウ　その他市長が特に必要と認めるとき</td><td>減額又は免除</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

# 13. 関係部署との検討経過

ガイドライン改正案
・考え方を提示

意見交換会

2024.4.12

関係部署と意見交換

【出席】

子育て課、子ども家庭支援センター、セーフティネットコールセンター、保育課、文化スポーツ課、都市農業振興課、ふるさと文化財課、地域協働課

マイスペース上での
意見交換

2024.4.12～5.31

- 意見交換会で要望のあった追加資料の提示
- 関係部署と庁内情報システム上で意見交換
- ガイドライン改正案の提示

ガイドライン
改正案へ反映

2024.6.10

手数料～検討委員会に改正案を提示

# 14. 手数料、使用料等検討委員会での意見

2024.6.10開催

**結論**　ガイドライン改正案を原案どおり承認（全委員一致）

## その他意見

- このガイドライン改正を行っても、実際にどの施設も減免をしなければ意味がない、ということにならないか。
- ガイドラインとして前進することは良いと思う。将来的には、財政的な問題もあるが、子どもに対しては一律的な免除となるべきだと思う。
  それで施設が維持できないのであれば、それは市として過剰な施設となるのではと思われる。
  また、収入が原因で一律の減免ができないのであれば、激変緩和措置の適用を外し、収入の確保に努めることも考えられる。
- 生活困窮世帯の子どもに対して減免をしようとしても、運用上の話として、窓口対応が困難である（生活困窮であるという情報を他の利用者等に知られてしまう可能性がある）。

# 【参考】相対的貧困とは

① 貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。
日本における2021（令和3）年の貧困線は127万円となっている。（参考：日野市において「令和3年度日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」（令和２年の税務・所得データを用いた推計）から算出した値は、127.6万円）

② 相対的貧困率
貧困線に満たない世帯員の割合をいう。

③ 子どもの貧困率
17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

④ 「貧困率の算出における等価可処分所得（OECD 作成基準に基づく）」とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。なお、算出に用いている「所得」には、社会保障給付金中、現物給付等は含んでいない。

等価可処分所得＝（総所得－拠出金－掛金－その他）÷√世帯人員

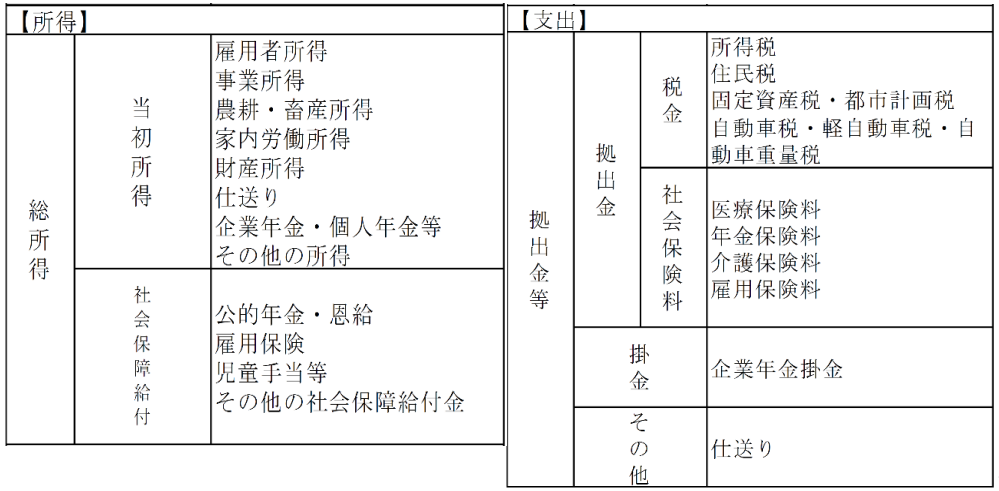


【出典】厚生労働省2023年7月4日発出『2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況』